

福祉・介護人材確保対策の継続(平成23年度第4次補正予算対応)

背景

○ 高齢化の進行、世帯構成の変化、国民のライフスタイルの多様化などにより、国民の福祉・介護ニーズはますます拡大している一方、生産年齢人口の減少に伴い、労働力確保が重要な課題になると見込まれており、質の高い人材の安定的確保は喫緊の課題。

平成20年度2次補正、平成21年度予算、平成21年度1次補正において人材確保対策を実施

- ・ 予算額: (1)平成20年度2次補正 205億円(下記①～④) 障害者自立支援対策臨時特例交付金に基づく基金事業
(2)平成21年度当初予算 セーフティネット事業費補助金の内数(下記⑤、⑥)
(3)平成21年度1次補正 98億円(下記⑦～⑧) 障害者自立支援対策臨時特例交付金に基づく基金事業

- ・ 事業概要: ①進路選択学生等支援事業
②潜在的有資格者等養成支援事業
③複数事業所連携事業
④職場体験事業
⑤福祉・介護人材定着支援事業
⑥実習受入施設ステップアップ事業
⑦福祉・介護人材マッチング支援事業
⑧キャリア形成訪問指導事業

これまでの事業の成果により一定の効果が認められるが、社会保障・税一体改革における検討で使用された介護職員の必要量のシミュレーションでは、介護職員は平成37年には213～244万人が必要とされている。

	平成23年度		平成37年度
介護職員	140万人	→	213～244万人

- 平成23年度4次補正において、障害者自立支援対策臨時特例交付金に基づく基金事業の実施期間を1年間延長(～平成24年度)
- 福祉・介護人材確保対策については、都道府県の介護サービス量や施設・事業所の状況等に応じて、交付額の範囲内で事業を実施
- 事業内容を、以下のとおり見直し

【見直し後の事業】 ※福祉・介護人材の緊急的な確保を図る措置分

- | | |
|-----------------------|----------------------|
| 1. 福祉・介護人材参入促進事業 | 4. 福祉・介護人材キャリアパス支援事業 |
| 2. 潜在的有資格者等再就業促進事業 | 5. 福祉・介護人材確保対策連携強化事業 |
| 3. 福祉・介護人材マッチング機能強化事業 | 6. 各都道府県の実情に応じた独自事業 |

- 事業の実績、成果を把握・分析するため、事業内容ごとに活動指標・成果指標を設定

障害者自立支援対策臨時特例交付金による特別対策事業の実施方法について

(案)

※H23年度4次補正予算(案)による基金の延長・事業の見直し後、
H24年度に実施される予定のメニュー事業の実施方法について、
H24年2月8日時点版の資料。
(本資料は、今後変更があり得るものである。)

(1) 福祉・介護人材参入促進事業

1 事業の目的

小～大学生、高齢者や主婦等の一般の方を対象に、年齢等に応じた進路・就業相談や福祉・介護の仕事の大切さと魅力を伝えるための福祉・介護体験やセミナー等を実施し、将来に渡って福祉・介護人材の安定的な参入促進を図ることを目的とする。

2 事業内容

(1)実施主体 都道府県

※都道府県が適当と認める団体に委託して実施することができる。

※都道府県と連携して行う事業の実施団体へ補助することができる。

(2)事業内容の例

- 小学生等を対象にした福祉介護体験や老人ホームへの訪問
- 中高生やその保護者、進路指導担当教員等を対象にした進路相談や養成施設等への訪問
- 大学生を対象にしたインターンシップ制度を活用した就業体験や現役職員との意見交換
- 介護を必要としない高齢者や主婦等を対象にしたボランティア体験や福祉・介護セミナー

(3)補助単価 交付額の範囲内で都道府県が必要と認める額

3 補助割合 定額(10/10)

4 実施年度 平成24年度

5 活動指標・成果指標

(1)事業の実績、成果を把握・分析するため、事業内容ごとに「活動指標・成果指標」を設定し、別途定める様式により厚生労働省に報告すること。

〔活動指標・成果指標の例〕

- | | |
|------------------|-------------------|
| ○事業を実施した学校数、事業所数 | ○事業に参加した学生数、人数 |
| ○養成施設等に進学した人数 | ○福祉・介護分野に就職した人数 等 |

(2)活動指標・成果指標の把握等については、「福祉・介護人材確保対策連携強化事業」の活用を図ること。

6 その他

(1)事業実施にあたっては、「福祉・介護人材確保対策連携強化事業」を活用し、市町村や関係団体等に協力要請を行い、効果的な周知と参加者の確保に努めること。

7 事業担当課 福祉基盤課 福祉人材確保対策室

福祉・介護人材参入促進事業

目的

小～大学生、高齢者や主婦等の一般の方を対象に、年齢等に応じた進路・就業相談や福祉・介護の仕事の大切さと魅力を伝えるための福祉・介護体験やセミナー等を実施し、将来に渡って福祉・介護人材の安定的な参入促進を図ることを目的とする。

ターゲット

小学生

中・高校生

大学生

介護を必要としない高齢者
子育てを終えた主婦などの一般の方

保護者・進路指導教員

取組例

多様な人材の参入
促進を安定的に
支える事業の実施

・都道府県直接実施
・委託
・補助

市町村
福祉人材センター
社会福祉協議会
養成施設
社会福祉法人 等

福祉・介護体験

老人ホームへの訪問

進路相談、
養成施設等への訪問

就業相談

インターンシップを
活用した就業体験、
現役職員との意見交換

職場訪問、職場体験

福祉・介護セミナー、就職フェア

ボランティア体験



○福祉・介護の
理解促進
○将来の人材候補

○進路選択の一つに
○養成施設等への進学

○福祉・介護分野
への就職
○若い人材の参入

○これまでの知識・経験を
生かし再就職
○地域を支えるボランティア

活動指標・成果指標の例

○事業を実施した学校数、事業所数
○養成施設等に進学した人数

○事業に参加した学生数、人数
○福祉・介護分野に就職した人数 等

(2) 潜在的有資格者等再就業促進事業

1 事業の目的

資格を有しながら福祉・介護分野に就業していない介護福祉士等の潜在的有資格者や他分野からの離職者等を対象に、子育て等のため離職した潜在的有資格者が知識と技術を再確認するための研修や、他分野からの離職者が福祉・介護の仕事の魅力と実際の現場を知るための職場体験等を実施し、福祉・介護分野への再就業を促進することを目的とする。

2 事業内容

(1)実施主体 都道府県

※都道府県が適当と認める団体に委託して実施することができる。

※都道府県と連携して行う事業の実施団体へ補助することができる。

(2)事業内容の例

○ 潜在的な介護福祉士、社会福祉士、精神保健福祉士等の福祉・介護分野への再就業が円滑に進むよう、介護サービスの知識や技術等を再確認するための研修

○ 他分野からの離職者の福祉・介護分野への再就業を支援するため、福祉・介護の仕事の魅力とやり甲斐を学び、実際の介護現場を知るための職場体験

(3)補助単価 交付額の範囲内で都道府県が必要と認める額

3 補助割合 定額(10/10)

4 実施年度 平成24年度

5 活動指標・成果指標

(1)事業の実績、成果を把握・分析するため、事業内容ごとに「活動指標・成果指標」を設定し、別途定める様式により厚生労働省に報告すること。

〔活動指標・成果指標の例〕

○研修、職場体験に参加した人数

○職場復帰、再就業した人数(潜在的有資格者、他分野からの離職者) 等

(2)活動指標・成果指標の把握等については、「福祉・介護人材確保対策連携強化事業」の活用を図ること。

6 その他

(1)受講者募集にあたっては、「福祉・介護人材確保対策連携強化事業」を活用し、市町村や関係団体等に協力要請を行い、受講者の確保に努めること。

(2)受講者のニーズに合わせ、研修の時期や内容、期間等を設定すること。

(例)

・具体的に再就職を希望している方…長期間、実技中心 等

・将来に向け就職準備をしている方…短期間、講義中心 等

(3)職場体験の受入れ費用は、5,920円以内(体験者1人1日当たり)とする。

7 事業担当課 福祉基盤課 福祉人材確保対策室

潜在的有資格者等再就業促進事業

目的

資格を有しながら福祉・介護分野に就業していない介護福祉士等の潜在的有資格者や他分野からの離職者等を対象に、子育て等のため離職した潜在的有資格者が知識と技術を再確認するための研修や、他分野からの離職者が福祉・介護の仕事の魅力と実際の現場を知るための職場体験等を実施し、福祉・介護分野への再就業を促進することを目的とする。

ターゲット

即戦力

潜在的有資格者
(介護福祉士、社会福祉士、
精神保健福祉士等)

他分野からの離職者等

多様な人材
の参入

取組例

研修



福祉・介護サービスの知識・技術
の再確認

直近の制度・サービスの理解

介護の制度・サービスの理解

福祉・介護の仕事の魅力と
やり甲斐を学ぶ

受講者のニーズに合わせ、研修の内容や期間等を設定

・都道府県直接実施
・委託
・補助

市町村
福祉人材センター
社会福祉協議会
職能団体
養成施設 等

職場体験

新しい職場、
介護の現場を知る



新たな職場
に再就業

以前の職場
に復帰

福祉・介護分野
へ再就業

活動指標・成果指標の例

○研修、職場体験に参加した人数

○職場復帰、再就業した人数（潜在的有資格者、他分野からの離職者） 等

(3) 福祉・介護人材マッチング機能強化事業

1 事業の目的

施設・事業所における詳細な求人ニーズの把握と求職者の適性の確認、就業後の適切なフォローアップ等を都道府県福祉人材センターに配置した専門員が一体的に実施し、福祉・介護人材の円滑な参入と確実な定着を図ることを目的とする。

2 事業内容

(1)実施主体 都道府県(都道府県福祉人材センターへの委託)

(2)事業内容の例

- 求人施設・事業所が求めている人材像の的確な把握
- 求職者の適性を確認し、就業に適した求人施設・事業所との職場面接、職場体験の調整
- サービス種別や地域ごとに実施する合同面接会の実施
- 求職者や施設・事業所に対する求人求職情報等の発信
- 社会保険労務士や公認会計士等による経営・人事・労務管理等に関する指導、助言、セミナーの実施

(3)補助単価 交付額の範囲内で都道府県が必要と認める額

3 補助割合 定額(10/10)

4 実施年度 平成24年度

5 活動指標・成果指標

(1)事業の実績、成果を把握・分析するため、事業内容ごとに「活動指標・成果指標」を設定し、別途定める様式により厚生労働省に報告すること。

[活動指標・成果指標の例]

- | | | |
|----------------|---------------|-------------|
| ○求職者の登録人数 | ○求人登録の人数、事業所数 | ○出張相談の回数、件数 |
| ○合同面接会の回数、参加者数 | ○採用人数 | ○就労後の相談件数 等 |

(2)活動指標・成果指標の把握等については、「福祉・介護人材確保対策連携強化事業」の活用を図ること。

6 その他

(1)専門員は、事業内容や施設・事業所数、地域区分等に応じ、複数名配置する。

(2)専門員は、ハローワーク等における出張相談や施設・事業所への戸別訪問、合同面接会の開催等、都道府県福祉人材センター外の活動を基本とする。

(3)専門員は、他の制度(公共職業訓練や求職者支援訓練等)の積極的な紹介や、関連機関(ハローワークや介護労働安定センター等)との連携を強化し、求職者の円滑な就労と定着を支援する。

7 事業担当課 福祉基盤課 福祉人材確保対策室

福祉・介護人材マッチング機能強化事業

目的

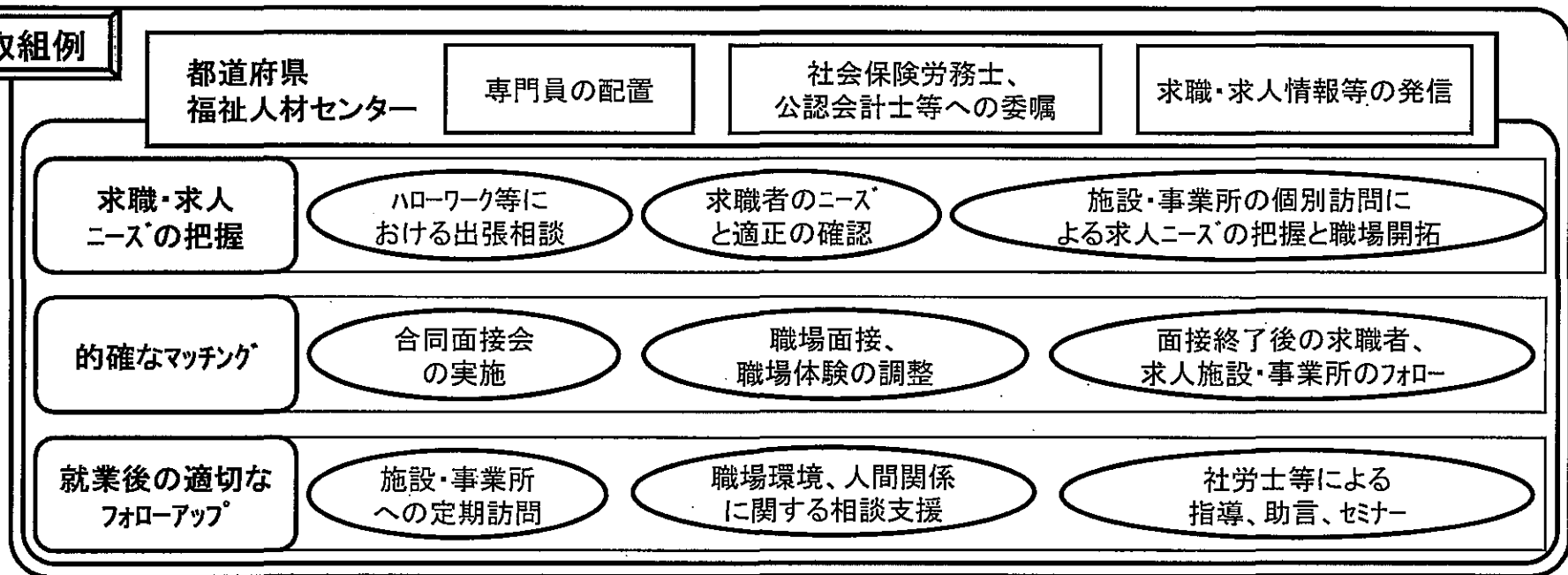
施設・事業所における詳細な求人ニーズの把握と求職者の適性の確認、就業後の適切なフォローアップ等を都道府県福祉人材センターに配置した専門員が一体的に実施し、福祉・介護人材の円滑な参入と確実な定着を図ることを目的とする。

ターゲット

求職者

求人施設・事業所

取組例



・福祉人材センターへの委託

福祉・介護人材の円滑な参入、確実な定着

活動指標・成果指標の例

○求職者の登録人数

○求人登録の人数、事業所数

○出張相談の回数、件数

○合同面接会の回数、参加者数

○採用人数

○就労後の相談件数 等

(4) 福祉・介護人材キャリアパス支援事業

1 事業の目的

施設・事業所や地域において、福祉・介護人材の就労年数や職域階層等に応じた知識や技術等を修得し、適切なキャリアパス、スキルアップを促進するための研修等を実施し、福祉・介護人材の安定的な定着を図ることを目的とする。

2 事業内容

(1)実施主体 都道府県

※都道府県が適当と認める団体に委託して実施することができる。
※都道府県と連携して行う事業の実施団体へ補助することができる。

(2)事業内容の例

- 施設、事業所の形態やサービス利用者の実態等に応じた職員研修の実施
- 地域の社会福祉協議会や事業者団体等がキャリアパス、スキルアップ等を目的に実施する研修
- 複数の施設・事業所が、地域やサービス種別ごとに連携し、合同で実施する研修



一定の内容・質、時間等が担保されている研修は「実務者研修(※)」の科目単位の履修認定が可能
※平成27年度以降の介護福祉士国家試験において、実務経験者の受験資格に必要となる研修

(3)補助単価 交付額の範囲内で都道府県が必要と認める額

3 補助割合 定額(10/10)

4 実施年度 平成24年度

5 活動指標・成果指標

- (1)事業の実績、成果を把握・分析するため、事業内容ごとに「活動指標・成果指標」を設定し、別途定める様式により厚生労働省に報告すること。

[活動指標・成果指標の例]

- 研修の実施回数、受講者数
 - 就労年数や職務階層別の実施状況
 - 「実務者研修」の履修認定が認められた研修の実施状況
- 等

- (2)活動指標・成果指標の把握等については、「福祉・介護人材確保対策連携強化事業」の活用を図ること。

6 その他

- (1)事業実施にあたっては、「福祉・介護人材確保対策連携強化事業」を活用し、参加人数や開催時期の調整、一体的な広報等に努めること。
- (2)施設・事業所の職員が各種研修会に参加するための受講費用等を直接的に給付するなど、単に事業者等の負担を軽減する事業は対象としない。
- (3)経済連携協定に基づく外国人介護福祉士候補者を対象とした研修も、本事業の対象となる。

7 事業担当課 福祉基盤課 福祉人材確保対策室

福祉・介護人材キャリアパス支援事業

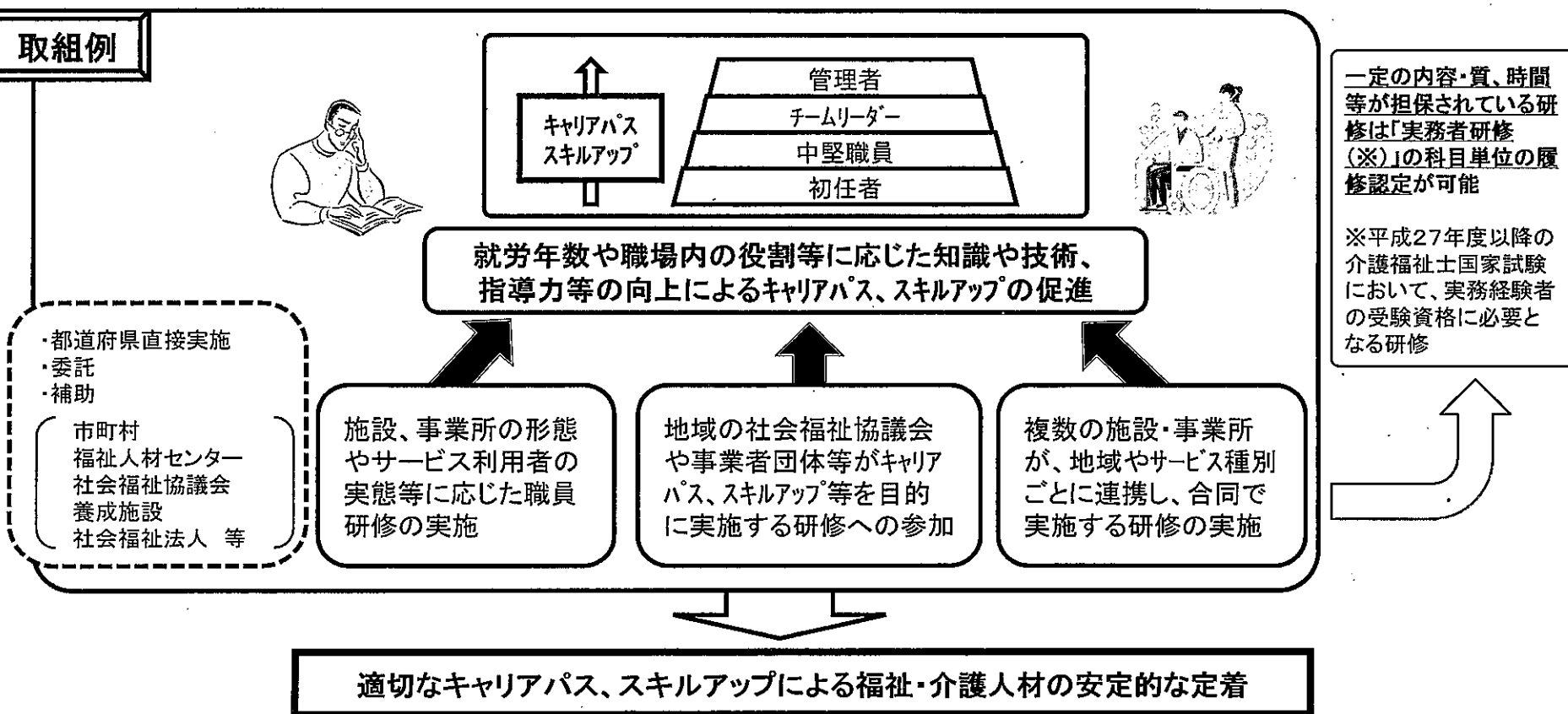
目的

施設、事業所や地域において、福祉・介護人材の就労年数や職域階層等に応じた知識や技術等を修得し、適切なキャリアパス、スキルアップを促進するための研修等を実施し、福祉・介護人材の安定的な定着を図ることを目的とする。

ターゲット

施設、事業所の職員

取組例



活動指標・成果指標の例

○研修の実施回数、受講者数 ○就労年数や職務階層別の実施状況
○「実務者研修」の履修認定が認められた研修の実施状況 等

(5) 福祉・介護人材確保対策連携強化事業

1 事業の目的

福祉・介護人材確保対策について、関係団体等が参加する協議会の設置や、一体的な広報による効果的な周知と参加者の円滑な確保、求職者の就業動向等の把握、各事業の実績把握と効果の検証等を一元的に実施し、事業の連携強化、相乗効果の促進を図ることを目的とする。

2 事業内容

(1)実施主体 都道府県

※都道府県福祉人材センター等、都道府県が適当と認める団体に委託して実施することができる。

(2)事業内容の例

- 都道府県と市町村、事業実施団体や管内関係機関等が参加する協議会の設置
- 福祉・介護人材確保対策事業に関する一体的な広報
- 事業実施団体間の参加人数や開催時期等の調整
- 研修等の参加者への意識調査やその後の就職動向等の把握
- 福祉・介護人材確保対策事業の事業実績(活動指標、成果指標等)の把握

(3)補助単価 交付額の範囲内で都道府県が必要と認める額

3 補助割合 定額(10/10)

4 実施年度 平成24年度

5 活動指標・成果指標

- (1)事業の実績、成果を把握・分析するため、事業内容ごとに「活動指標・成果指標」を設定し、別途定める様式により厚生労働省に報告すること。

[活動指標・成果指標の例]

- 協議会への参加団体数 ○協議会の開催回数 等

6 その他

- (1)各事業の活動指標・成果指標のうち、求職者数や求人件数、福祉・介護分野への就職者数等を把握する場合には、福祉人材センターの「福祉人材情報システム」を活用し、効率的に行うこと。

7 事業担当課 福祉基盤課 福祉人材確保対策室

福祉・介護人材確保対策連携強化事業

目的

福祉・介護人材確保対策について、関係団体等が参加する協議会の設置や、一体的な広報による効果的な周知と参加者の円滑な確保、求職者の就業動向等の把握、各事業の実績把握と効果の検証等を一体的に実施し、事業の連携強化、相乗効果の促進を図ることを目的とする。

ターゲット

市町村

事業実施団体

管内関係機関

取組例

市町村や関係団体等が参加する協議会の設置

人材確保にかかる課題と対応等の協議

地区別や分野別の協議会の設置

参加人数や開催場所、時期等の調整

一体的な広報による効果的な周知と参加者の円滑な確保

各事業の一体的な広報、情報発信

協議会参加団体における周知

事業実施時における他事業の広報

求職者の就業動向等の把握

潜在的有資格者の状況の把握

参加者等の福祉・介護分野への就職状況の確認

福祉人材センターの「福祉人材情報システム」の活用

各事業の実績把握、効果の検証

事業実績(活動指標、成果指標等)の把握

参加者の意識調査

人材確保に関する調査、分析

・都道府県直接実施
・委託（福祉人材センター等）

各事業の連携強化、相乗効果の促進

活動指標・成果指標の例

○協議会への参加団体数 ○協議会の開催回数 等